

特定施設届出地区

特定施設届出地区は、本市の骨格となるような幹線道路のうち、本市を最初に印象づける玄関口となる場所です。

対象となる幹線道路については熊本市景観計画をご確認ください。（添付図面は、大規模行為届出と同じです。）

届出対象行為				
建築物	新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	建築物の用途		対象規模
		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、マージャン屋 ゲームセンター、ラブホテル等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為の係る部分の床面積が10㎡を超えるもの ・当該行為の係る部分の面積が10㎡を超えるもの
		危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）	ガソリンスタンド等	
		飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店等	
		物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット、専門店等	
		物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ 貸自動車業等	
		旅館業法第2条第2項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館等	
届出対象・規模				
<ul style="list-style-type: none"> ・記念塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの ・鉄筋コンクリート柱、金属製又は合成樹脂性で、柱の高さが5mを超えるもの ・遊戯施設、立体駐車場で高さが5m又は築造面積が10㎡を超えるもの 				
<ul style="list-style-type: none"> ・さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの 				
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設で高さ1.5mまたは土地面積100㎡を超えるもの 				